

第3章 保健医療圏と基準病床数

第1節 保健医療圏

1 保健医療圏

県民が住みなれた地域で健康に生活していくためには、誰もが、必要なときに身近な場所で適切な保健医療サービスを受けられることが必要です。

この計画においても、こうした県民のニーズに対応するため、健康づくりから疾病の予防、治療、社会復帰までの総合的な保健医療体制を整備するための地域単位として、一次、二次及び三次の保健医療圏を設定します。

(1) 一次保健医療圏

地域住民に密着した健康相談などの保健医療サービスと日常の健康管理やかかりつけ医・かかりつけ歯科医等による初期医療や在宅医療を提供していくための最も基礎的な地域単位として、市区町村を区域としています。

休日夜間急患センターなどによる初期救急医療や母子保健事業、介護保険制度など住民に身近なサービスは市町村が主体となって実施しており、市町村の役割はますます重要になっています。

(2) 二次保健医療圏

一般的な入院医療への対応を図り、保健・医療・福祉の連携した総合的な取り組みを行うために市区町村域を超えて設定する圏域です。

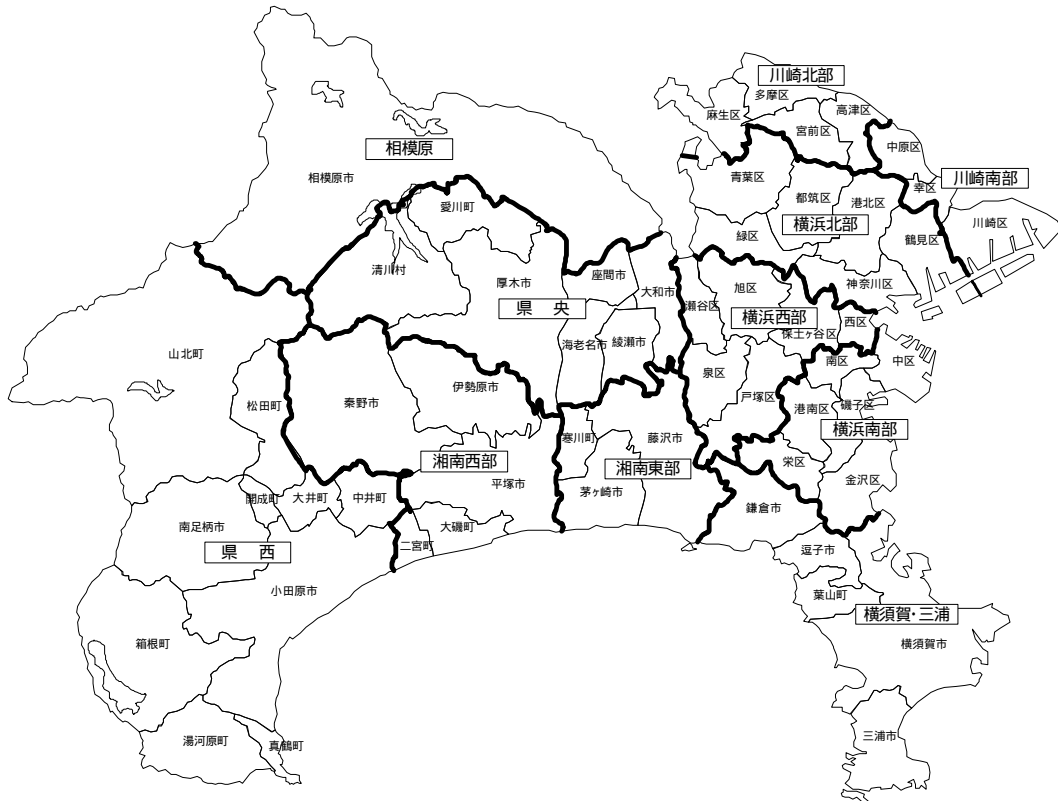
二次保健医療圏の設定は、保健・医療・福祉における広域的な連携を図る観点から、高齢者や障害者の施策を図るための高齢者保健福祉圏域及び障害保健福祉圏域と同一の圏域を設定し、圏域内における課題に、県（保健福祉事務所を含む）及び構成市町村の行政機関が協調し取り組んでいます。

県内の二次保健医療圏は、次の市町村で構成される11圏域です。

| 二次保健医療圏名 | 構成市（区）町村 |
|-------------|--|
| 横 浜 北 部 | 鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区 |
| 横 浜 西 部 | 西区、保土ヶ谷区、旭区、戸塚区、泉区、瀬谷区 |
| 横 浜 南 部 | 中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区 |
| 川 崎 北 部 | 高津区、宮前区、多摩区、麻生区 |
| 川 崎 南 部 | 川崎区、幸区、中原区 |
| 相 模 原 | 相模原市 |
| 横 須 賀 ・ 三 浦 | 横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町 |
| 湘 南 東 部 | 藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町 |
| 湘 南 西 部 | 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町 |
| 県 央 | 厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村 |
| 県 西 | 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 |
| 計（11圏域） | （19市13町1村） |

（注：保健医療計画以外の計画（かながわ高齢者保健福祉計画等）では、横浜地域、川崎地域をそれぞれ1圏域としています。）

【二次保健医療圏図】



(3) 三次保健医療圏

高度・特殊な専門的医療や広域的に実施することが必要な保健医療サービスを提供するために設ける圏域で、県全域を範囲としています。

2 二次保健医療圏別の主な医療機能

本来、保健医療サービスは、二次保健医療圏内で完結することが望ましいと考えられます。平成25年4月現在の二次保健医療圏別の主な医療機能（施設数）は、次のとおりです。

| 二次保健医療圏 | 医療機能（施設数） | | | | | |
|---------|-----------------------|--------|------------|--------------|----------|----------------------|
| | 救命救急センター ¹ | 災害拠点病院 | がん診療連携拠点病院 | 緩和ケア病棟を有する病院 | 地域医療支援病院 | 分娩取扱施設数 ² |
| 横浜北部 | 3 | 4 | 2 | 2 | 4 | 27 |
| 横浜西部 | 3 | 4 | 2 | 3 | 4 | 14 |
| 横浜南部 | 2 | 5 | 2 | 1 | 7 | 16 |
| 川崎北部 | 1 | 3 | 1 | 0 | 1 | 11 |
| 川崎南部 | 2 | 3 | 1 | 1 | 2 | 15 |
| 相模原 | 1 | 3 | 2 | 1 | 2 | 15 |
| 横須賀・三浦 | 3 | 2 | 1 | 1 | 3 | 14 |
| 湘南東部 | 1 | 2 | 1 | 3 | 2 | 15 |
| 湘南西部 | 1 | 3 | 1 | 1 | 3 | 10 |
| 県央 | 0 | 2 | 1 | 0 | 2 | 14 |
| 県西 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 5 |
| 合計 | 18 | 33 | 15 | 14 | 31 | 156 |

1 救命救急センターの整備方針：原則として二次保健医療圏に1か所とする。ただし、地域の実情により、複数配置も考慮する。（平成21年2月10日神奈川県医療審議会承認）

2 分娩取扱施設数は、平成24年4月1日現在

第2節 基準病床数

基準病床数は、病床を整備するための目標であるとともに、基準病床数を超える病床の増加を抑制する基準です。

保健医療計画では、医療法第30条の4第2項に基づき、国の定める算定方法により、療養病床及び一般病床は二次保健医療圏ごとに、精神病床、感染症病床、結核病床はそれぞれ県全域を範囲として基準病床数を定めます。

1 療養病床及び一般病床

「療養病床」とは、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院・治療させるための病床のことで、この療養病床とともに、精神病床、感染症病床及び結核病床を除いた病床を「一般病床」といいます。

医療法等の規定に基づき算定した「療養病床及び一般病床」の基準病床数は、次のとおりです。

| 二次保健医療圏名 | 基準病床数 A | 既存病床数 B (H24.3.31現在) | 過不足病床数 B - A |
|----------|---------|-------------------------|-----------------|
| 横浜北部 | 8,726 | 8,234 | 492 |
| 横浜西部 | 7,049 | 7,395 | 346 |
| 横浜南部 | 6,415 | 6,925 | 510 |
| 川崎北部 | 4,353 | 4,170 | 183 |
| 川崎南部 | 4,059 | 4,843 | 784 |
| 相模原 | 6,494 | 6,623 | 129 |
| 横須賀・三浦 | 5,334 | 5,311 | 23 |
| 湘南東部 | 4,394 | 3,901 | 493 |
| 湘南西部 | 4,996 | 4,847 | 149 |
| 県央 | 5,252 | 5,010 | 242 |
| 県西 | 2,913 | 3,313 | 400 |
| 合計(11圏域) | 59,985 | 60,572 | 587 |

性別年齢階級別人口、流入流出入院患者数、病床利用率、介護施設で対応可能な数などの数値を国から示された算定式に当てはめて計算しました。

また、県外への流流出入院患者数が流入入院患者数より多い場合は、その流出超過数の1/3を限度に加算ができますので、県内で唯一救命救急センターのない県央、産科の強化が求められている横須賀・三浦の2つの二次保健医療圏のみに配分しました。

2 精神病床

精神病床の基準病床数は、県全域で算定します。

医療法等の規定に基づき算定した精神病床の基準病床数は、次のとおりです。

| 区域 | 基準病床数 A | 既存病床数 B (H24.3.31現在) | 過不足病床数 B - A |
|-----|---------|-------------------------|-----------------|
| 県全域 | 12,958 | 13,889 | 931 |

3 感染症病床

感染症病床の基準病床は、医療法第30条の4並びに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第38条の規定に基づき、第一種感染症指定医療機関、及び第二種感染症指定医療機関等の感染症病床の合計数を基準として定めます。

医療法等の規定に基づき算定した感染症病床の基準病床数は、次のとおりです。

| 区域 | 基準病床数 A | 既存病床数 B (H24.3.31現在) | 過不足病床数 B - A |
|-----|---------|-------------------------|-----------------|
| 県全域 | 74 | 74 | 0 |

4 結核病床

結核病床の基準病床数は、精神病床と同様に県全域で算定します。

医療法等の規定に基づき算定した結核病床の基準病床数は、次のとおりです。

| 区域 | 基準病床数 A | 既存病床数 B (H24.3.31現在) | 過不足病床数 B - A |
|-----|---------|-------------------------|-----------------|
| 県全域 | 166 | 166 | 0 |

5 特例病床

医療法等の規定により、原則として基準病床数を超えて整備することはできませんが、さらなる整備が必要な一定の病床（がん、救急、治験等の病床）については、病床過剰地域であっても、都道府県は厚生労働大臣の同意を得て、病院開設・増床の許可を行うことができますので、地域の実情を勘案しながら、必要な病床がある場合は国に協議していきます。